

2021年1月13日

お取引様各位

7 府県緊急事態宣言発令時の対応について

河野エレクトロニクス株式会社

河野エレクトロニクス株式会社では、新型コロナウイルス感染症への対策として、弊社従業員およびお取引先の皆様等の健康面に配慮し、全社員を対象に短時間勤務ならびに在宅勤務対応を実施しております。21年1月13日に7府県を対象とした緊急事態宣言が発令される場合には、既に在宅勤務に移行している新横浜オフィス、川越オフィスに加えて、大阪本社、名古屋支店、姫路支店、九州支店、京滋営業所の勤務者は在宅勤務に移行することとしました。

今回の措置により、お取引先や関係者の皆様には多大なるご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(1)実施期間

1月13日から緊急事態宣言解除までの期間

(2)内容

- ・通勤ラッシュを避けるため10時～16時30分の時短勤務とする
- ・業務の必要上、上記時間以外に勤務する場合は、事前に上司の承認を得た上で勤務する
- ・緊急事態宣言発令時には対象拠点勤務者は原則在宅勤務とする
 - ・在宅勤務対象拠点の外線電話は、おかけいただいても対応できかねるため、ご連絡の際は担当の携帯電話またはメール宛にご連絡ください
- ・上記以外の地域においても緊急事態宣言が発令される場合は、原則在宅勤務とする
- ・商品本部（寝屋川倉庫）及び関東物流（丸紅ロジスティクス柏西倉庫）は引き続き操業し、商品の出荷は極力影響のないよう努めますが、万一、納期に影響が及ぶ場合はお客様と連携して事象に応じて最適な対応策を決定してまいります

以上